



新型コロナウイルス感染症対策にかかる 学校体育館・武道場利用条件



令和2年7月1日

臼杵市教育委員会 教育総務課

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、利用者の皆様で予防し、学校体育館・武道場の利用を継続していただけるよう次の利用条件を厳守してください。条件を厳守できない団体については、今後の利用を停止させていただきます。

〈 利用者が厳守すべき事項 〉

- 以下の事項に該当する場合は、施設の利用はできません。
 - 体調がよくない場合（例：発熱、せき、咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の監察期間を必要とされている国地域への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 更衣室やミーティング室を使用する際は「3密」にならないよう注意すること。
- ミーティング時等も「3密」を避け、マスクを着用すること。
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
- タオルや飲み物は共用しないこと。
- 原則、学校備品を使用しないこと。（ポールなど持ち込みが不可能なものを除く。）
- 交流、対外試合は禁止です。
- 利用終了後利用者の中で2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、教育委員会 教育総務課に速やかに報告してください。

〈 利用終了後 〉

- 利用者が触れた個所を消毒してください。

使用したペーパータオルはビニール袋に入れ、各自で持って帰ってください。
(消毒液(器具用・手指用)、拭き取り用ペーパータオル、ビニール袋を準備しています。)
例：学校備品、ドアノブ、スイッチ、蛇口、手すり、扉、窓等
- 責任者は、チェックシートを必ず記入して、利用後は学校に提出してください。
- 責任者は、利用日ごとの参加者が分かる名簿等を作成しておいてください。

※提出は不要ですが、新型コロナウイルス感染者が出た場合は、責任者に提出を求められる場合があります。また、責任者は利用者全員の連絡先を把握しておいてください。